

確約書（賃貸借又は使用貸借を解除する旨の条件等）

年 月 日

三田市長 あて

住 所

氏 名
(又は名称)

印

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第18条に基づく農用地利用集積計画の作成により農用地等の利用権設定を受けるにあたり、下記事項を確約します。

記

1 農地又は採草牧地等の適切な利用について

三田市長が定める農用地利用集積計画に基づき、利用権設定を受ける農地又は採草牧地等（以下「農用地等」という。）の全てについて適正な利用を行います。なお、所有者、三田市農業委員会及び三田市より当該農用地等を適正に使用していないと判断された場合は、速やかに当該利用権設定を解除し農用地等を返還します。

また、破産手続開始の決定を受けた場合またはその他の理由により、営農の継続が不可能となった場合は、この確約書に違反するものとし、速やかに農用地等を返還します。

2 利用権設定を受ける農用地等

別紙「利用権設定等促進事業申出書」のとおり。

3 地域の農業における役割分担について

- (1) 農業の維持発展に関する話し合い活動へ参加します。
- (2) 道路・水路・ため池等共同利用施設の維持管理に関し、地域の取決めを遵守します。
- (3) 有害鳥獣等の獣害対策に必要な協力をします。

4 農業に常時従事^{※1}する者（法人においては業務執行役員等^{※2}）について

常時従事する者の氏名	役職	年間農業従事日数

※1 原則、年間150日以上農作業及び農業に関連する作業（営業、会計等含む）に従事すること。

※2 取締役のほか、支店長や農業部門長など、その法人の行う耕作又は養畜の事業において、地域の調整役として、責任を持って対応できる者。

5 原状回復費用等について

農用地等の返還にあたって原状回復が必要になったときは、原状回復に要する費用を全て負担して、原状回復を行います。